

新型コロナウイルス感染症対策本部（第 69 回）

議事概要

1 日時

令和 3 年 6 月 17 日（木）17 時 01 分～17 時 16 分

2 場所

官邸 2 階大ホール

3 出席者

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上 浩太郎

国土交通大臣 赤羽 一嘉

内閣官房長官 加藤 勝信

復興大臣 平沢 勝栄

国家公安委員会委員長 小此木 八郎

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

内閣府特命担当大臣 井上 信治

基本的対処方針分科会会長 尾身 茂

内閣府副大臣 赤澤 亮正

内閣府副大臣 藤井 比早之

内閣府副大臣 ミッ林 裕巳

法務副大臣 田所 嘉徳

外務副大臣 鷲尾 英一郎

財務副大臣 伊藤 渉

文部科学副大臣 丹羽 秀樹

経済産業副大臣 長坂 康正

環境副大臣 笹川 博義

防衛副大臣 中山 泰秀

内閣官房副長官 岡田 直樹

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人

内閣危機管理監 沖田 芳樹

内閣官房副長官補 滝崎 成樹

内閣広報官 小野 日子

内閣審議官（国家安全保障局長代理） 藤井 敏彦

内閣審議官（内閣官房副長官補代理） 大沢 博

4 議事概要

【厚生労働大臣】

直近の感染状況について、専門家からは、全国的に新規感染者数は減少傾向となっているが、人流の増加が見られ減少速度が鈍化する地域もあり、そうした地域では、今後リバウンドが懸念される。地域の動向を見ると、沖縄では、新規感染者数は依然として非常に高い水準。緊急事態措置開始後、滞留人口は減少が続いており、今後も新規感染者数の減少が見込まれるが、この傾向が継続するか注視が必要。その他の緊急事態措置地域でも、新規感染者数は減少傾向が続いているものの、特に東京では、5週間連続で滞留人口の増加傾向が継続し、今後、特に若年層から新規感染者数のリバウンドが起こることが強く懸念される、といった分析を頂いています。

そうした中で、今後必要な対策として、緊急事態措置や重点措置を解除していく場合には、これまで、解除後速やかに人流の増加やリバウンドが起こった経験も踏まえ、対策の緩和は段階的に進めることが求められる。また、今後強化を含め、機動的な対処が重要、との指摘を頂きました。

厚生労働省においては、ワクチン接種を全力で進めており、昨日時点で実施回数は計2,766万回に達しましたが、総理の御指示どおり10月から11月にかけて希望する全ての国民の皆さんへの接種を終えるため、7月末までとしていた各種支援策について、当面継続するとともに、職域接種に関する新たな施策として、複数の中小企業が商工会議所等を事務局として共同実施するもの、大学等で所属の学生も対象とし、地域貢献の基準を満たすもの等について、接種1回当たり1,000円を上限に実費を補助することとしました。

また、4月から5月にかけて各都道府県において、これまでの対応の課題を踏まえて、病床・宿泊療養施設確保計画の見直しを行っていただきました。

その結果、全国で確保病床数が約5千床これまでよりも積み上げがなされるとともに、回復患者の転院先病床などの役割分担の徹底や、宿泊・自宅療養者の健康管理体制の強化など、各都道府県における対応力の強化が図られています。

この計画に基づき、引き続き、国と都道府県が連携して、必要な医療の確保に取り組んでまいります。

【尾身会長】

基本的対処方針分科会を代表し、本日の議論の結果を御報告いたします。

本日の分科会では、沖縄県の措置の延長等を含め、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置区域の変更等の公示案と基本的対処方針の変更案について諮問を受け、議論いたしました。

しかし、東京都の解除については了承したものの、以下の理由により、様々な懸念が示されました。人流が既に5週間連続で増えていること、若者の感染が増えていること、季節変動による影響が考えられること、夏休みやお盆の恒例行事があること、

変異株の影響で感染拡大の可能性があること等です。

一般市民にはコロナ疲れもあって、今まで通りでは協力を得られにくい状況になっております。人々の協力を更に得るためには、ワクチン接種を進めると同時に、以下大きく分けて3つのことが必要だと思えます。①昨日、分科会でもまとまった「科学とICTを用いた対策の提言」に基づいて、青壮年層や感染リスクの高い集団へのワクチン接種の加速、抗原定性検査の活用を含めた検査の更なる拡充・強化、QRコードを活用した疫学情報の迅速な分析と共有、下水サーベイランス体制の強化、二酸化炭素濃度測定器の設置支援等、予算を更につけた上で、しっかりと進めていただくこと、②リバウンドが生じるような状況にあっては、躊躇なく、強い対策を講じていただくこと、③国と都道府県は、国民に協力をお願いするだけでなく、今申し上げたような具体的な対策を強力に推し進めるので、是非、国民の皆様にも協力いただきたいという強いメッセージを出していただきたいことです。

【西村国務大臣】

資料2「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更」及び資料3「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示案」を御覧いただきたいと思えます。

先ほど尾身会長から御発言がありましたとおり、本日の基本的対処方針分科会において、6月20日が期限となっております緊急事態宣言等の取扱いについて、それぞれの地域における感染状況等を勘案した案をお諮りし、御了承いただきました。整理をしたものが資料2及び資料3ですが、資料2のとおり、緊急事態措置の対象区域は沖縄県のみ、資料3のとおり、まん延防止等重点措置の対象区域は移行した7つと延長の3つで計10都道府県です。期間はいずれも7月11日までです。

この後、政府対策本部長である総理に、緊急事態宣言の期間延長及び区域変更と、まん延防止等重点措置に関する公示を行っていただくこととなります。

また、併せて、資料4「基本的対処方針の変更」を行うこととしておりますが、新たに盛り込んだ対策の主な内容については、本日決定予定の資料5「令和3年6月21日以降における取組」を用いて、説明を簡潔にさせていただきます。

「1.」の飲食対策の徹底・人流抑制について、今般、まん延防止等重点措置の対象区域に移行する都道府県においては、引き続き、飲食店に対する20時までの時短要請を徹底します。酒類の提供については、事業者の方々の理解を得ながら、感染対策を効果的・持続的なものとするため、感染対策にしっかり取り組んでいる店舗は19時まで提供できることとします。ただし、地域の感染状況等に応じ、知事の判断で、酒類提供を停止していただくこともできることといたします。併せて、感染防止策の第三者認証の促進や、飲食店等への協力金の支給の迅速化にも取り組んでいただきます。これらの内容については、資料4の36ページから37ページに記載しております。

先ほど尾身会長から御指摘のありました技術の活用については、資料5の3ページの下段の〈サーベイランスの強化〉にある、QRコードを用いた感染源の詳細な分析、

その下の○にある、下水サーベイランス、4ページの「4.」の3つ目の○にある、二酸化炭素濃度測定器等の活用として盛り込んでおります。これらの内容については基本的対処方針にも盛り込んでおります。

また、これらのほか、「2.」のワクチン接種の円滑化・加速化、「3.」の検査・サーベイランスの強化、「5.」の医療提供体制等の一層の確保といった施策に総合的に取り組み、リバウンドを防止し、感染拡大を抑えていきたいと考えており、この「令和3年6月21日以降における取組」の内容について、この後、この本部で決定するとともに、これらの点も含めて基本的対処方針の変更を行い、本部で決定したいと考えております。

全国的に新規陽性者は減少しておりますが、大阪や東京では人出が増え始めており、今後また新規陽性者が増加し、医療に負荷がかかる可能性もあります。

早め早めに対策を打っていくことが大切です。感染状況や病床の状況に応じて必要となれば、緊急事態宣言あるいはまん延防止等重点措置について、機動的に対応し、流行の波を大きなものとしないう、感染拡大防止を図っていききたいと思います。

【内閣官房長官】

それでは、「基本的対処方針の変更」及び「6月21日以降における取組」について、案のとおり対策本部として決定してよろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

【防衛副大臣】

先月24日以降、東京都と大阪府に自衛隊大規模接種センターが開設され、昨日まで、東京センターにおいて約21万8千人、大阪センターにおいて約10万7千人を超える方々に接種を行ってまいりましたが、国民皆様方の御協力の下、本日まで全体として大きな問題は発生しておりません。

防衛省では、より多くの方々にワクチン接種をできるよう環境を整えてきたところですが、自治体における大規模接種会場の取組や個別の医療機関における接種が円滑に進む中において、65歳以上の高齢者の方々の接種ニーズを十分に汲み取ることができたものと判断いたしました。

このことから、自衛隊大規模接種センターが有するワクチン接種能力を最大限国民の皆様方に御提供申し上げるべく、6月17日の接種分より、予約対象を既に接種券の発行を受けている18歳以上の方々へ拡大することといたしました。

新型コロナウイルス感染症対策は、国家の危機管理上重大な課題であり、防衛省・自衛隊は国民の命と平和な暮らしを守り抜くため、引き続き緊張感を保ちつつ、全力を挙げてまいります。

【内閣総理大臣】

全国の感染者数は5月中旬以降、減少が続いています。全国の重症者数も減少が続

き、病床の状況も確実に改善されております。一方、地域によっては、感染者数に下げ止まりが見られ、リバウンドの可能性も指摘されております。

こうした状況を踏まえ、緊急事態宣言については、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県について、6月20日をもって解除すること、沖縄県について、7月11日まで延長すること、まん延防止等重点措置については、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県を、新たに対象とし、期間は7月11日までとすること、埼玉県、千葉県、神奈川県については、7月11日まで延長すること、岐阜県、三重県については、6月20日をもって終了することをそれぞれ決定いたしました。

緊急事態宣言を延長した地域では、これまでの対策を継続します。

まん延防止等重点措置の対象地域においても、引き続き、飲食を中心とした対策を講じることとし、飲食店の20時までの時間短縮をお願いします。また、感染防止策の徹底などの要件を満たす店舗では、19時まで酒類を提供できることとします。ただし、都道府県の判断により、感染状況に応じ、酒類の停止を要請することも可能とします。

その中で、感染が再拡大し医療のひっ迫の兆しが見られた場合には、対策の強化を含め機動的に対処いたします。

こうした感染防止対策を徹底するとともに、ワクチン接種を進めてまいります。今月末には4,000万回を超える見込みであり、全ての市町村で、7月末には、希望する高齢者への2回の接種が完了する見込みとの報告を受けております。

各大臣におかれては、感染防止対策、ワクチン接種について、関係省庁と協力して、全力を挙げて取り組んでいただきますようお願いいたします。

以 上